

株式会社 新上五島在宅ケアセンター

訪問入浴介護事業所 すまいるはあと

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結をされる方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、契約者に対して介護保険法に基づく訪問入浴介護を提供します。当サービスの利用は、原則として要介護認定を受けられた方が対象となります。

目次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域	1
4. 営業時間	1
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
7. サービス利用に関する留意事項	4
8. サービス実施の記録について	6
9. 損害賠償について	7
10. 緊急時における対応方法について	7
11. 事故発生時における対応について	8
12. 相談受付について	9

株式会社 新上五島在宅ケアセンター
 訪問入浴介護事業所 すまいるはあと
 当事業所は長崎県の指定を受けています。
 (長崎県指定第 4271601462 号)

1. 事業者

名称	株式会社 新上五島在宅ケアセンター
所在地	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷379番地5
電話番号	0959-42-5133
代表者氏名	代表取締役 田平 一吉
設立年月	平成17年 9月13日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問入浴介護事業所 令和3年4月1日指定
事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問入浴介護を提供することを目的とする。
事業所の名称	訪問入浴介護事業所 すまいるはあと
事業所の所在地	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷379番地5
電話番号	0959-42-5133
管理者氏名	田 島 邦 久
事業所の運営方針	① 事業所の訪問介護員等は、要介護状態になった場合においても、その契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の心身の状態について十分な配慮の下、契約者を介助し、浴槽を居宅に持ち込んで、入浴の機会を提供することにより、契約者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るよう努める。
開設年月	令和3年4月1日
事業所が行っている他の業務	予防訪問介護事業、第1号訪問事業・現行相当予防訪問事業・訪問型サービスA、認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業

3. 事業実施地域

新上五島町全域

4. 事業所の営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜～金曜
事業所営業時間帯	8時30分から17時30分
サービス提供時間帯	8時30分から17時15分

※ 但し特別な要望がある場合にはこの限りではない。

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、人員基準上の人数を記載しています。

職 種	常 勤	指 定 基 準	職 務 内 容
管理者(人員基準上)	1名	1名	業務管理等
看護師(人員基準上)	1名	1名	利用者の健康管理等
介 護 従 事 者 (人員基準上)	2名	2名	訪問入浴に関する実務等

当事業所では、契約者に対して指定訪問入浴介護を提供する職員として上記の職種の職員を配置しています。

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて下記のようにあります。

- | |
|---|
| (1) 介護保険負担割合証に応じた料金をいただく場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについて、要介護認定を受けられた方については利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービス内容>

【訪問入浴】

- ご家庭に訪問入浴車で訪問し簡易組み立て浴槽を使用して契約者の全身入浴の介護を行います。
- 契約者の健康状態、希望にて全身浴を行わない場合には、手浴・足浴等の部分浴及び清拭を行います。

- その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

※ 利用予定日当日に訪問入浴から部分浴・清拭に変更も可能ですが、準備品等ありますので、変更の際は早めにご連絡ください。

(2) 利用者負担額

上記サービス利用に対しては、法定代理受領分の負担割合証に基づき介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、契約者は、利用者負担分としてサービス料金を事業者にお支払いいただきます。

(3) サービス利用料金

別紙の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)をお支払いいただきます。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問入浴介護のサービス利用
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(5) 利用料金お支払い方法

前期(2)及び(3)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までにいずれかの方法でお支払いください。

- ① 下記指定口座への振り込み
十八親和銀行 新上五島支店 普通預金 1 1 9 7 3 4 0

- ② 金融機関口座からの自動引き落とし
【ご利用できる金融機関】：郵便局・農協・漁協

(6) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う訪問介護員

サービス提供時の基本訪問体制、看護職員1名+訪問介護員2名で訪問します。
実際のサービス提供にあたっては、複数の看護職員、訪問介護員が交替してサービスを提供します。

ただし、看護師の確保が難しい場合は、各医療機関と連携し主治医の意見書にて介護職員3名でのサービスを提供することがあります。

(2) 訪問介護員について

契約者から特定の訪問介護員を指名することは出来ませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望等ありましたら、その都度訪問した職員かお客様相談窓口へお気軽にご相談ください。

(3) サービス実施時の留意事項

① 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は契約者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

② 訪問入浴・部分浴・清拭のサービスを実際に受ける際の注意点

☆ 入浴直前、直後の食事は避けてください。

☆ 入浴前と後に水分補給をお願いします。

☆ 入浴中は体力消耗が大きい為、入浴前後は極力安静をお願いします。

☆ 入浴サービス及び部分浴・清拭を利用する際は、かかりつけ主治医またはその他の医師、関係医療従事者等に入浴についての可否の判断を受け、入浴に関する注意事項等について指示を受け、適切なサービスの利用が出来るよう努める。

☆ 訪問時に、最近の利用者様の状態をお聞きします。何か変わった事や、疑問等ある場合は、サービス実施前にお伝えください。また、サービス提供が難しいとご家族で思われる場合は無理をせず職員に対してサービス利用の中止をお申し付

てください。

③ 定められた業務以外の禁止

契約者は定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することは、原則として出来ませんが、やむを得ない場合はご相談ください。

④ 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。

⑤ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者の家族等に対するサービスの提供② 飲酒、喫煙及び飲食（契約者又は家族の同意を得て契約者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）③ 身体拘束その他契約者の行動を制限する行為（契約者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）④ その他契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、⑤ 営利活動及びその他迷惑行為⑥ 業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を口外する行為 |
|--|

(5) 虐待防止の為の措置

本事業所は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対して、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

- ① 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及する為の研修を定期的に行うとともに（研修については、テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ④ 虐待防止の為の指針の整備
- ⑤ 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- ⑥ 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置

- ⑦ サービスの提供中等において、虐待に関する情報等を(利用者やご家族、関係者等)収集または発見した場合には、関係市町村に通報するものとする。

虐待防止責任者： 田 島 邦 久

(6) 身体拘束の防止のための措置

当事業所は、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行なわない。ただし、当利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむ得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体当の拘束を行う。

当事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置を活用して行う事ができるものとする。）を3ヵ月時に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員やその他の従業員に周知徹底を図るものとする。
- ② 身体拘束の適正のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(7) 感染症、食中毒の予防、まん延防止の措置に関する事項・衛生管理対策)

当事業所は、設備等に関する衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに適切な対応を実施する。

当事業所は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 当施設における感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会テレビ電話措置を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね3ヵ月時に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 当施設内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- ③ 当施設内において、従業員に対し、感染症の予防又はまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、契約者にその内容をご確認いただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、訪問入浴介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービ

ス提供終了日より2年間保管します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、契約者の記録や情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際しては必要な複写料などの諸費用は、契約者の負担となります。)

9. 損害賠償について

事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

10. 緊急時における対応方法について

サービス提供中に症状の急変等があった場合には、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急連絡先(ご家族等)、居宅介護計画を作成した居宅介護支援事業所、関係機関へ連絡します。

主治医	病院名	上五島病院
	所在地	新上五島町青方郷1549-11
	氏名	
	電話番号	52-3000
緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

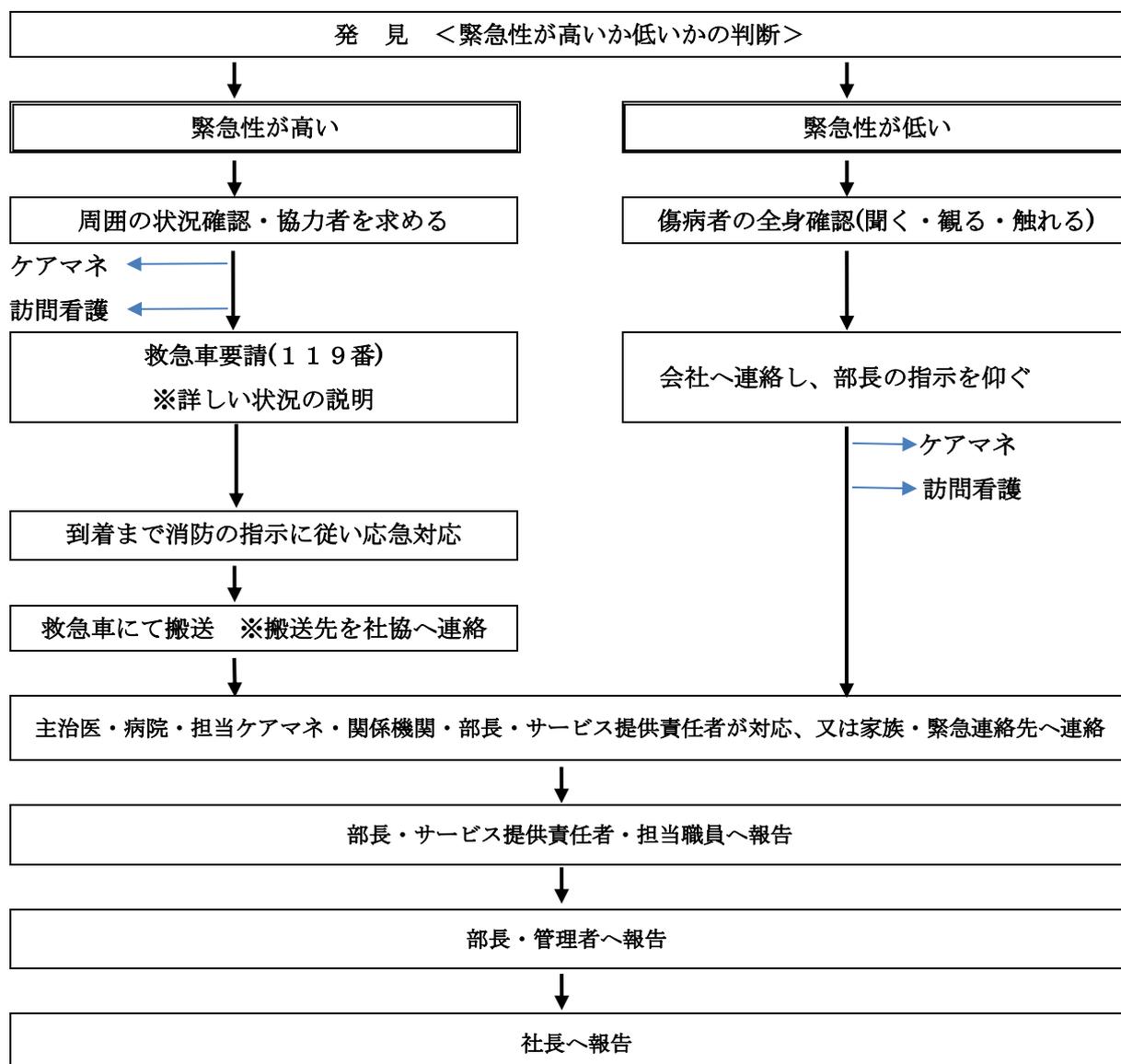
1 1. 事故発生時における対応について

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、役場、当該契約者の家族、当該契約者に関わる居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(1) 事故発生時の対応等

事業所がサービス提供によって事故が発生した場合、速やかに下記の連絡を取り対応します。また、当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

【異常事態発生時の対応経路】



1 2. 相談受付について

- (1) 当事業所における相談(苦情)の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係り）
サービスに対する相談や苦情、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご
相談、契約者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

[担 当 者] 田 島 邦 久

[苦情解決責任者] 田 平 一 吉

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8：30～17：30

○連絡先 42-5133

(2) 苦情解決の概要

- ・苦情の受付を行い、苦情内容等の詳細を十分に聞き取り、状況の把握に努めます。
- ・窓口対応等で解決が困難な場合は、サービス担当者等を招集し協議を実施致します。
- ・問題や課題の解決に向けた改善策を迅速に検討し必要なサービスの見直しを行います。
- ・対応策や取組後の状況の説明等を利用者やご家族にも実施して経過報告を行います。

(3) 行政機関その他相談、苦情受付機関

新上五島町健康保険課 介護保険班	所在地	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地
	電話番号	0959-53-1151
	受付時間	8：30～17：30
長崎県国民健康保険連合会	所在地	長崎県長崎市今博多町8番地2
	電話番号	095-826-7293
	受付時間	9：00～17：30

令和 年 月 日

訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問入浴介護事業所 すまいるはあと 説明者氏名： _____

『指定訪問入浴介護』重要事項説明書同意書

私は、本書面に基づいて事業者から、重要事項の説明を受け、訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 : 新上五島町 郷 番地

利用者氏名 : _____

(家族代表) 住所 : 新上五島町 郷 番地

氏名 : _____

(代筆者) 住所 : 新上五島町 郷 番地

氏名 : _____